

# 排水水の測定・記録・保存をしてください

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業者のみなさまへ

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法(以下「法」という。)に基づく特定施設の届出書に記載されている排水水の水質の項目について、法第14条第1項により水質の測定・記録・保存が義務付けられました。測定結果の記録・保存がされていない場合または虚偽の記録をした場合30万円以下の罰金に処されます。

## 測定対象事業場



法に基づく特定施設を設置し、排水基準の適用を受ける事業者

- 有害物質を排水口から排出するまたは排出するおそれがある
- 一日の平均的な排出水量が50m<sup>3</sup>以上ある
- 上乘せ排水基準の適用を受けている

※小規模事業場(一日の平均的な排出水量が50m<sup>3</sup>未満かつ上乘せ排水基準の適用を受けない事業場)であって、有害物質を使用していない、意図せず排出されるおそれのない事業場においては法第14条第1項の測定の対象になりません

## 測定項目

排水基準が適用されている項目のうち特定施設の設置等の届出の際に排水口ごとに届出されている項目(法施行規則 様式第1 別紙4)

工場又は事業場における施設番号	No. 1排水口		No. 2排水口		
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH				
	BOD				
	COD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	ほう素 ふっ素				
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	

水質の測定項目は、左記の様式により届け出た項目です。

通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるものが測定の対象です。届出の記載事項に過不足がある場合は、法第7条に基づき、変更の届出を行ってください。

【特定施設の設置(使用・変更)届出書(様式第1 別紙4)】

## 測定・記録・保存

- ・排水口ごとに排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に年1回以上測定(温泉を利用する旅館業の場合、一部事項(ほう素、ふっ素等)の測定頻度は3年に1回以上)
- ・排水基準として日間平均値が定められた項目は、年1回以上、日間平均値を確認する。日間平均値確認の際、日間平均による汚染状態が最も悪いと推定される時期に測定する。

様式第8(第9条関係)

水質測定記録表							
排水水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)							
測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目	備考
	名称	排水量(m <sup>3</sup> /日)					

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。  
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。



所定の様式(法施行規則 様式第8)に記録し、3年間保存

※様式第8の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した計量証明書でも可